

半田市事業継続緊急支援事業の概要

新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている中小企業・小規模事業者を支援するため、国が給付する持続化給付金だけでは減収分を補填しきれない事業者に対し、緊急的な措置として事業継続緊急支援金を交付することにより、経営や雇用の維持と安定を促します。

対象者（①～③全てに該当）

- ①市内に事業所を有すること
- ②令和2年2月から5月の間で、前年同月比で売上額が50%以上減少してた月があること。
- ③本年対象月限界利益から前年度月平均限界利益を差し引いた当月減益に、国による持続化給付金を補填しても減益が生じる事業者であること。

対象月限界利益 = 対象月の売上金額 × (1 - みなし仕入率)

前年月平均限界利益 = 前年度の売上金額 ÷ 12 × (1 - みなし仕入率)

「みなし仕入率」とは、消費税簡易課税制度で使用される6事業区分

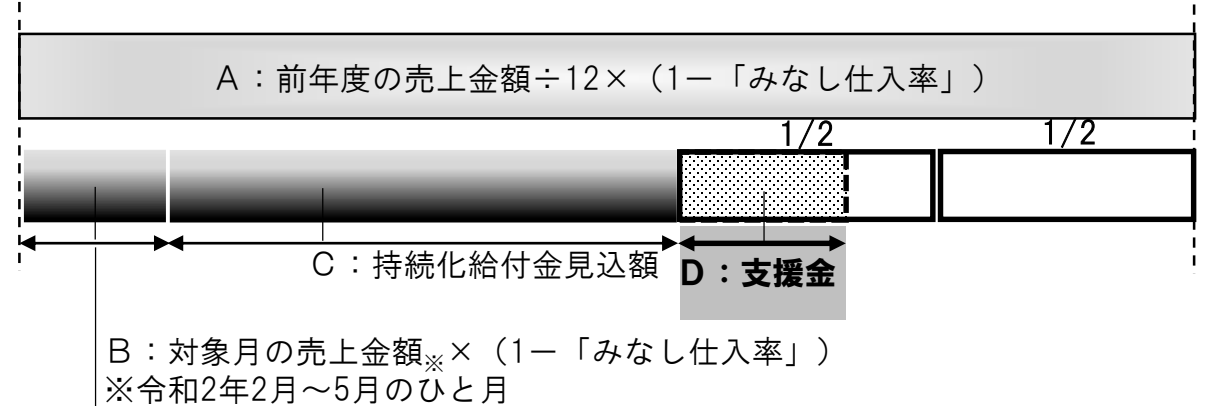
事業分類	業種	みなし仕入率
第一種	卸売業	90%
第二種	小売	80%
第三種	建設・製造	70%
第四種	飲食・その他	60%
第五種	運輸・金融・保険・サービス	50%
第六種	不動産	40%

国税庁のHPを参照

給付額

- ・法人： 100万円まで
- ・個人事業者： 50万円まで

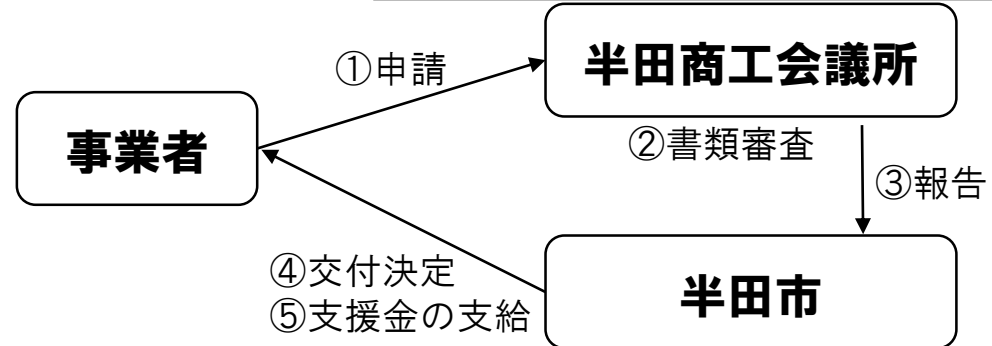
《支援金のイメージ》



$$\text{支援金 (D)} = (A - B - C) \times \text{市内事業所の従業員割合} \times 1/2$$

※従業員割合 = 市内事業所の従業員数 / (市内事業所の従業員数 + 市外事業所の従業員数)

《申請から支給までの流れ》 ※申請期間：5月20日（水）～7月31日（金）



問い合わせ

(申請) 半田商工会議所 TEL21-0311 (その他) 半田市経済課 TEL84-0638